西宮市まちづくり賞
5個人2団体を表彰

市は、「西宮市まちづくり賞」の受賞者を決定し、3月25日に贈呈式を行います。この賞は、活力と潤いのあるまちづくりに向け、都市の基盤整備や教育・文化・福祉などの分野で功績のあった個人・団体に贈るものです。受賞者は次の5個人と2団体です。

問合せは秘書・国際課（0798・35・3432）へ。

川上忠徳さん

坂恵昌弘さん

高橋薫さん

田中好子さん

長畑純雄さん

【受賞者】

★川上忠徳さん　長年にわたり西宮市固定資産評価審査委員会委員を務め、中立的な立場で固定資産評価の公平性と適正化を図るとともに、委員会決定に対する取消訴訟等に際しても高度な専門知識と豊富な経験を生かして解決に導くなど、市民の目線で行政の法令遵守の確保に努め、本市の行政推進に大きく貢献

★坂恵昌弘さん　長年にわたり西宮市固定資産評価審査委員会委員長として、委員会の円滑な運営に尽力し、中立的な立場で固定資産評価の公平性と適正化を図るとともに、委員会決定に対する取消訴訟等に際しても高度な専門知識と豊富な経験を生かして解決に導くなど、市民の目線で行政の法令遵守の確保に努め、本市の行政推進に大きく貢献

名塩会

西宮酒ぐらルネサンスと食フェア実行委員会

★高橋薫さん　長年にわたり生瀬地区青少年愛護協議会会長として、「あいさつ運動」や「放課後ふれあい事業」等を実施し、地域の青少年の健全育成に尽力するとともに、西宮市青少年愛護協議会においても役員を務めるなど、市内全地区の青少年愛護協議会の発展にも大きく貢献

★田中好子さん　長年にわたり行政相談委員を務め、市民と行政機関のつなぎ役として要望等の相談に熱意をもって取り組むとともに、卓越した識見で要望の解決や行政運営の改善を提言し、安定した市民生活の実現の促進と満足度を高めることに大きく貢献

★長畑純雄さん　長年にわたり西宮コミュニティ協会の役員を務め、「宮っ子」の発行や「宮っ子祭り」の開催など地域コミュニティの活性化に尽力するとともに、理事長就任後は、協会の円滑な運営と各種事業の充実にも力を注ぎ、本市の明るく住みよいまちづくりに大きく貢献

★名塩会　「名塩会館」の開設、また、敬老行事の実施や秋祭りへの参画をはじめ、多彩な事業を展開するとともに、名塩地域発展のために長年にわたり地域福祉の向上と伝統文化の保存にも尽力するなど、本市の明るく住みよいまちづくりに大きく貢献

★西宮酒ぐらルネサンスと食フェア実行委員会　長年にわたり西宮の地場産業である日本酒の伝統文化と食産業の魅力を楽しめるイベントを毎年実施し、酒造業の振興と食のブランドの構築を図るとともに、「食のまち西宮」を市内外に情報発信するなど、本市の観光振興と西宮の知名度の向上に大きく寄与

申込は4月7日～18日
市営住宅の入居者募集

市は、普通市営住宅、改良住宅等の入居者を募集します＝下表参照。今回の募集は計80戸。家賃は住宅の種類や世帯の収入などにより異なります。申込資格など詳しくは4月7日から配布する申込案内書、または市のホームページ（くらしの情報→すまい）をご覧ください。

問合せは西宮市営住宅北部管理センター（0798・35・5028）へ。

【申込案内書の配布場所】西宮市営住宅北部・南部管理センター（六湛寺町9－8）、西宮市営住宅中部管理センター（市役所南館1階）、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター・分室、アクタ西宮ステーション、若竹生活文化会館

【申込】申込案内書に添付している申込書（1世帯1通）を4月7日～18日（消印有効）に西宮市営住宅北部管理センターへ郵送を。重複申込不可

※次回の募集は7月の予定

住宅の種類/団地名	戸数など
普通市営住宅	
西宮浜4丁目、高須町1丁目、獅子ケ口町、老松町、一ケ谷町、六軒町、神原、広田町、名次町、弓場町、泉町、東町2丁目、今津巽町、上田東町、上ケ原四･七･八･九･十番町、樋ノ口町1･2丁目、田近野町、東山台1丁目、東鳴尾町1丁目	計67戸 ※うち、シルバー住宅（西宮浜4丁目、高須町1丁目）…各1戸▷高齢者世帯優先枠…4戸▷障害者世帯優先枠… 3戸▷母子（父子）世帯優先枠…6戸▷多子世帯優先枠…2戸▷子育て世帯優先枠…2戸
改良住宅等	
森下町21･25号棟、神明2号館、中殿町1･5･6号棟、中須佐町7･8号棟、津田町10号棟	計13戸 ※うち、高齢者世帯優先枠… 1戸▷障害者世帯優先枠… 1戸▷母子（父子）世帯優先枠…1戸

国民健康保険のお知らせ
加入・脱退手続きお忘れなく

国民健康保険は、勤務先の健康保険などに加入していない人を対象にした公的医療保険制度です。

加入・脱退するためには、市の窓口で手続きが必要です＝下表参照。

本市に転入したときや勤務先の健康保険を脱退したときは、14日以内に西宮市国民健康保険（以下、国保）への加入手続きをしてください（事前の手続きはできません）。

手続きが遅れると、以前の健康保険の資格がなくなった日（資格がなくなって2年以上になる場合は手続きの日から2年前の日）までさかのぼって国保へ加入することになります。その期間の保険料も賦課されますのでご注意ください。また、市外へ転出したときや勤務先の健康保険に加入したときは、国保の脱退手続きが必要です。病院などでは、新しく加入した健康保険の被保険者証で受診してください。国保の被保険者証で受診すると、後で保険給付を受けた金額を国保に返還し、改めて新しく加入した健康保険に請求するなど煩雑な手続きが必要となります。

問合せは国民健康保険課（0798・35・3117）へ。

70歳～74歳の人の一部負担金割合について

70歳～74歳の人の医療費の窓口負担は、法律上2割であるところ、国の特例措置でこれまで1割とされていましたが、平成26年度から見直されることになりました。

4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人（昭和19年4月2日以降生まれ）は、70歳の誕生月の翌月から医療費の窓口負担が2割になります（ただし、各月1日が誕生日の人はその月から2割になります）。なお、誕生日が昭和19年4月1日までの人は、1割負担が継続します。一定以上の所得がある人は、これまでどおり3割負担です。

問合せは国民健康保険課へ。

《国民健康保険の手続きが必要な主な例》

▶ 加入するのはどんなとき？	
○勤務先を退職したとき 勤務先の健康保険の任意継続制度を利用するか国保への加入が必要。任意継続する場合は、退職前に勤務先の健康保険に相談を	【手続きに必要なもの】 ①勤務先の健康保険の「資格喪失証明書」、②印鑑、③運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード等、④年金証書（60歳～64歳の人のみ）
○勤務先の健康保険の扶養家族でなくなったとき 他の健康保険へ加入する場合を除いて、国保への加入が必要	
▶ 脱退するのはどんなとき？	
○勤務先の健康保険に加入したとき 勤務先の健康保険に加入しても、自動的に国保から脱退したことにはならないため、脱退手続きが必要	【手続きに必要なもの】 ①国保の被保険者証、②新しく加入した勤務先の健康保険の被保険者証
○他市町村に転出したとき 転出届の提出後、必ず本市の国保からの脱退手続きを。転出先では、転入届の提出と国保への加入手続きが必要	【手続きに必要なもの】 国保の被保険者証
▶ その他	
○修学のために他市町村へ転出するとき 大学等への進学で他市町村へ転出するときは修学中の被保険者の特例の届け出を	【手続きに必要なもの】 ①国保の被保険者証、②印鑑、③合格通知書または在学証明書（写し可）

西宮市火災予防条例の一部改正（案）
皆さんの意見を募集

市は、「西宮市火災予防条例の一部改正（案）」について、皆さんの意見を募集しています。

同条例は、西宮市における、火を使用する設備の位置・構造・管理の基準をはじめ、住宅用火災警報器の設置・維持基準、また、少量の危険物等の貯蔵・取扱い基準等のほか、避難管理など火災予防上必要な事項を定めたものです。

改正点は、「不特定多数の人が集まる催しにおいて、コンロなどの火気使用設備を取り扱う場合に消火器の設置が必要になる」、「大規模な催しを主催する人は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務の計画作成および届け出などが必要になる」というものです。

これは、平成25年8月15日に京都府の福知山花火大会で露店から発生した火災により、多数の死傷者が出たことを踏まえたものです。

素案は、消防局、各消防署・消防分署、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンターで配布しているほか、市のホームページ（市政情報→参画と協働→パブリックコメント）から見ることができます。

【意見の提出方法】素案への意見、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を書いたものを郵送かEメールで4月25日（消印有効）までに消防局予防課（〒662－0911池田町13－3☎0798・32・7316✉vo_s_yobo@nishi.or.jp）へ。持参も可

※頂いた意見は、市の見解とともに公表します（個人情報を除く）。電話での意見の受付や個別回答は行いません